

「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」内「別冊『高額障害福祉サービス等給付費等に関する支給認定について』」  
 新旧対照表  
 （下線部分が改定部分）

新	旧
<p>目次            (略)</p> <p>第1 制度改正に伴う高額障害福祉サービス等給付費に係る要件等について            1 新高額障害福祉サービス等給付費の対象者            (略)</p> <p>2 新高額障害福祉サービス等給付費の申請及び支給の決定について            (枠内略)</p> <p>【新高額障害福祉サービス等給付費に係る添付書類の具体例】            申請者に提出を求める際の各書類は、以下のものが想定される。なお、②の書類については、申請者本人が提出できないケースが想定されるため、公簿等による確認又は当時の実施主体への照会により省略することが望ましい（③の書類についても、公簿等による確認又は当時の実施主体への照会により省略することは可能である。）。</p> <p>① 当該申請を行う障害者が同一の月に受けた障害福祉相当介護保険サービスに係る支払額を証する書類：事業所より発行される領収書等</p> <p>② 新高額障害福祉サービス等給付費の対象者の要件に該当することを証する書類：過去の支給決定に係る通知書等</p> <p>③ 申請時に本人及び同一の世帯に属する配偶者が市町村民税非課税者又は「生活保護」に該当する者であることを証する書類：当該年度（障害福祉相当介護保険サービスを利用した月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の課税証明書、福祉事務所の証明書等</p>	<p>目次            (略)</p> <p>第1 制度改正に伴う高額障害福祉サービス等給付費に係る要件等について            1 新高額障害福祉サービス等給付費の対象者            (略)</p> <p>2 新高額障害福祉サービス等給付費の申請及び支給の決定について            (枠内略)</p> <p>【新高額障害福祉サービス等給付費に係る添付書類の具体例】            申請者に提出を求める際の各書類は、以下のものが想定される。なお、②の書類については、申請者本人が提出できないケースが想定されるため、公簿等による確認又は当時の実施主体への照会により省略することが望ましい（③の書類についても、公簿等による確認又は当時の実施主体への照会により省略することは可能である。）。</p> <p>① 当該申請を行う障害者が同一の月に受けた障害福祉相当介護保険サービスに係る支払額を証する書類：事業所より発行される領収書等</p> <p>② 新高額障害福祉サービス等給付費の対象者の要件に該当することを証する書類：過去の支給決定に係る通知書等</p> <p>③ 申請時に本人及び同一の世帯に属する配偶者が市町村民税非課税者又は「生活保護」に該当する者であることを証する書類：当該年度（障害福祉相当介護保険サービスを利用した月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の課税証明書、福祉事務所の証明書等</p>

新	旧
<p>④ <u>高額介護サービス費の受給が見込まれる場合は、高額介護サービス費に係る書類及び介護保険サービスに係る支払額を証する書類：高額介護サービス費支給申請書の写し（※）、高額介護サービス費支給額決定通知書、事業所により発行される領収書等</u>  <u>※ 新高額障害福祉サービス等給付費の申請時においては、高額介護サービス費の金額確定前である可能性があるため、申請書の写しにより受給可能性の有無について確認が可能。</u></p> <p>【新高額障害福祉サービス等給付費に係る申請手続等の負担軽減の取扱い】  (略)  【新高額障害福祉サービス等給付費に係る支給の決定手続きについて】  (略)  【新高額障害福祉サービス等給付費に係る対象者要件の確認手続について】  新高額障害福祉サービス等給付費の支給については、各市町村において、初回の支給申請書の提出時に、申請者が同給付費の対象者の要件を満たしていること並びに申請時に本人及び同一の世帯に属する配偶者が市町村民税非課税者又は「生活保護」に該当する者であることを確認する必要がある（同一市町村において同給付費の支給を行うにあたっては、当該申請者が同給付費の対象者の要件を満たしていることを確認するのは初回の申請時のみとしても差し支えない。）。</p> <p>当該要件の確認に相当の期間を要する場合等には、同給付費の初回の申請時においては、支給申請書の提出を受ける前に要件の有無を確認するため、氏名・生年月日・居住地、被保険者証番号、<u>障害種別</u>等を記載した届出書の提出を求めるとしても差し支えない（届出書の様式は各市町村において任意に定めること。）。</p> <p>この届出書はあくまでその後の事務手続の簡素化のため、任意に提出を求めるものである。</p>	<p>【新高額障害福祉サービス等給付費に係る申請手続等の負担軽減の取扱い】  (略)  【新高額障害福祉サービス等給付費に係る支給の決定手続きについて】  (略)  【新高額障害福祉サービス等給付費に係る対象者要件の確認手続について】  新高額障害福祉サービス等給付費の支給については、各市町村において、初回の支給申請書の提出時に、申請者が同給付費の対象者の要件を満たしていること並びに申請時に本人及び同一の世帯に属する配偶者が市町村民税非課税者又は「生活保護」に該当する者であることを確認する必要がある（同一市町村において同給付費の支給を行うにあたっては、当該申請者が同給付費の対象者の要件を満たしていることを確認するのは初回の申請時のみとしても差し支えない。）。</p> <p>当該要件の確認に相当の期間を要する場合等には、同給付費の初回の申請時においては、支給申請書の提出を受ける前に要件の有無を確認するため、氏名・生年月日・居住地、被保険者証番号等<del>等</del>を記載した届出書の提出を求めるとしても差し支えない（届出書の様式は各市町村において任意に定めること。）。</p> <p>この届出書はあくまでその後の事務手続の簡素化のため、任意に提出を求めるものである。</p>

新	旧
<p>【新高額障害福祉サービス等給付費の支給主体について】 (略) 【転出入を伴う新高額障害福祉サービス等給付費申請者の要件の確認について】 (略) 【新高額障害福祉サービス等給付費の時効に係る取扱いについて】 (略) 【介護保険サービスの利用者負担を支払えない者への配慮について】 (略) 3 新高額障害福祉サービス等給付費の計算例 ＜ケース1＞ (略) ＜ケース2＞ (略) ＜ケース3＞</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">非課税世帯で、Aが障害福祉相当介護保険サービス及び非障害福祉相当介護保険サービスを利用、同一世帯のBが障害福祉相当介護保険サービスのみを利用し、高額介護サービス費（月額）の支給を世帯で受けている場合</p> <p>〔利用者負担額等〕 A：障害福祉相当介護保険サービス分利用者負担 12,000円 非障害福祉相当介護保険サービス分利用者負担 10,000円 B：障害福祉相当介護保険サービス分利用者負担 9,000円 高額介護サービス費（月額）の自己負担限度額（世帯）24,600円</p>	<p>【新高額障害福祉サービス等給付費の支給主体について】 (略) 【転出入を伴う新高額障害福祉サービス等給付費申請者の要件の確認について】 (略) 【新高額障害福祉サービス等給付費の時効に係る取扱いについて】 (略) 【介護保険サービスの利用者負担を支払えない者への配慮について】 (略) 3 新高額障害福祉サービス等給付費の計算例 ＜ケース1＞ (略) ＜ケース2＞ (略) ＜ケース3＞</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">非課税世帯で、Aが障害福祉相当介護保険サービス及び非障害福祉相当介護保険サービスを利用、同一世帯のBが障害福祉相当介護保険サービスのみを利用し、高額介護サービス費（月額）の支給を世帯で受けている場合</p> <p>〔利用者負担額等〕 A：障害福祉相当介護保険サービス分利用者負担 12,000円 非障害福祉相当介護保険サービス分利用者負担 10,000円 B：障害福祉相当介護保険サービス分利用者負担 9,000円 高額介護サービス費（月額）の自己負担限度額（世帯）24,600円</p>

新	旧
<p>① 世帯分の高額介護サービス費（月額）の負担限度額をA・Bに按分し、個人単位の自己負担限度額を算出する。  A分自己負担限度額：24,600円×（12,000円+10,000円）÷（12,000円+10,000円+9,000円）=17,458.064…円  B分自己負担限度額：24,600×9,000円÷（12,000円+10,000円+9,000円）円=7,141.935…円  （端数処理）小数点以下を切捨てし、受給者ごとの自己負担限度額が低い者（この場合B）に加算する。  →A利用者負担分：17,458円、B利用者負担分：7,142円</p> <p>② A・Bそれぞれの利用者負担額から①で計算した個人単位の自己負担限度額を差引き、個人単位の高額介護サービス費（月額）を計算する。  A利用分：（12,000円+10,000円）－17,458円=4,542円  B利用分：9,000円－7,142円=1,858円</p> <p>③ ②のA利用分に係る高額介護サービス費（月額）を障害福祉相当介護保険サービス分と非障害福祉相当介護保険サービス分とで按分する。  A障害福祉相当介護保険サービス分：{12,000円÷（12,000円+10,000円）}×4,542円=2,477.454…円  A非障害福祉相当介護保険サービス分：{10,000円÷（12,000円+10,000円）}  ×4,542円=2,064.545…円  （端数処理）端数の金額が高い方（この場合、非障害福祉相当介護保険サービス分）に端数を寄せる。  ※ 端数が同額（…5円）の場合、<b>障害福祉相当介護保険サービス分</b>に端数を寄せる。</p>	<p>① 世帯分の高額介護サービス費（月額）の負担限度額をA・Bに按分し、個人単位の自己負担限度額を算出する。  A分自己負担限度額：24,600円×（12,000円+10,000円）÷（12,000円+10,000円+9,000円）=17,458.064…円  B分自己負担限度額：24,600×9,000円÷（12,000円+10,000円+9,000円）円=7,141.935…円  （端数処理）小数点以下を切捨てし、受給者ごとの自己負担限度額が低い者（この場合B）に加算する。  →A利用者負担分：17,458円、B利用者負担分：7,142円</p> <p>② A・Bそれぞれの利用者負担額から①で計算した個人単位の自己負担限度額を差引き、個人単位の高額介護サービス費（月額）を計算する。  A利用分：（12,000円+10,000円）－17,458円=4,542円  B利用分：9,000円－7,142円=1,858円</p> <p>③ ②のA利用分に係る高額介護サービス費（月額）を障害福祉相当介護保険サービス分と非障害福祉相当介護保険サービス分とで按分する。  A障害福祉相当介護保険サービス分：{12,000円÷（12,000円+10,000円）}×4,542円=2,477.454…円  A非障害福祉相当介護保険サービス分：{10,000円÷（12,000円+10,000円）}  ×4,542円=2,064.545…円  （端数処理）端数の金額が高い方（この場合、非障害福祉相当介護保険サービス分）に端数を寄せる。  ※ 端数が同額（…5円）の場合、<b>非障害福祉相当介護保険サービス分</b>に端数を寄せる。</p>

新	旧
<p>→ A 障害福祉相当介護保険サービス分 : 2,477 円  A 非障害福祉相当介護保険サービス分 : 2,065 円</p> <p>④ ②・③で計算した高額介護サービス費（月額）を障害福祉相当介護保険サービス利用者負担額に反映し、新高額障害福祉サービス等給付費における償還額を算定する。  A 償還額 : 12,000 円 - 2,477 円 = 9,523 円  B 償還額 : 9,000 円 - 1,858 円 = 7,142 円  ※ A と B それぞれで新高額障害福祉サービス等給付費の申請を行う必要がある。</p> <p>4 【参考】新高額障害福祉サービス等給付費様式例  (略)</p> <p>第2 新高額障害福祉サービス等給付費と生活保護制度における介護扶助との併給調整について  (略)</p> <p>第3 高額障害福祉サービス等給付費等と高額介護（予防）サービス費【年額】及び高額医療合算介護サービス費との併給調整について</p> <p>1 併給調整の原則  (略)</p> <p>2 重複支給分の取扱いについて  (略)</p> <p>3 併給調整の計算例  &lt;ケース1&gt;  (略)</p> <p>&lt;ケース2&gt;  (略)</p>	<p>→ A 障害福祉相当介護保険サービス分 : 2,477 円  A 非障害福祉相当介護保険サービス分 : 2,065 円</p> <p>④ ②・③で計算した高額介護サービス費（月額）を障害福祉相当介護保険サービス利用者負担額に反映し、新高額障害福祉サービス等給付費における償還額を算定する。  A 償還額 : 12,000 円 - 2,477 円 = 9,523 円  B 償還額 : 9,000 円 - 1,858 円 = 7,142 円  ※ A と B それぞれで新高額障害福祉サービス等給付費の申請を行う必要がある。</p> <p>4 【参考】新高額障害福祉サービス等給付費様式例  (略)</p> <p>第2 新高額障害福祉サービス等給付費と生活保護制度における介護扶助との併給調整について  (略)</p> <p>第3 高額障害福祉サービス等給付費等と高額介護（予防）サービス費【年額】及び高額医療合算介護サービス費との併給調整について</p> <p>1 併給調整の原則  (略)</p> <p>2 重複支給分の取扱いについて  (略)</p> <p>3 併給調整の計算例  &lt;ケース1&gt;  (略)</p> <p>&lt;ケース2&gt;  (略)</p>

新	旧
<p data-bbox="271 331 1106 432">&lt;ケース3&gt;：高額医療合算介護サービス費と新高額障害福祉サービス等給付費との併給調整（平成30年4月利用分より併給調整が発生）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p data-bbox="293 467 1084 643">非課税世帯で、Aが障害福祉相当介護保険サービス及び非障害福祉相当介護保険サービスを利用、同一世帯のBが障害福祉相当介護保険サービスのみを利用し、月額の高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の支給を世帯で受け、新高額障害福祉サービス等給付費を支給する場合</p> </div> <p data-bbox="280 687 479 715">〔利用者負担額〕</p> <p data-bbox="271 722 1059 826">A：障害福祉相当介護保険サービス分利用者負担 12,000円  非障害福祉相当介護保険サービス分利用者負担 10,000円  B：障害福祉相当介護保険サービス分利用者負担 5,000円</p> <p data-bbox="280 834 421 861">〔計算手順〕</p> <p data-bbox="293 869 1106 1335">① 高額医療合算介護サービス費を月額単位に按分する。按分の考え方はケース1（高額介護サービス費【年額】）と同様。  端数処理を行った月額按分後高額医療合算介護サービス費は、3,000円と仮定。  ② ①で計算した月額単位の高額医療合算介護サービス費をA・Bに按分する。  A支給分：3,000円×（12,000円+10,000円）÷（12,000円+10,000円+5,000円）=2,444.444…円  B支給分：3,000円×5,000円÷（12,000円+10,000円+5,000円）=555.555…円  （端数処理）按分した結果の支給分の金額が低い者（この場合B）に端数を寄せる。  →A支給分：2,444円、B支給分：556円</p>	<p data-bbox="1167 331 2002 432">&lt;ケース3&gt;：高額医療合算介護サービス費と新高額障害福祉サービス等給付費との併給調整（平成30年4月利用分より併給調整が発生）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p data-bbox="1189 467 1980 643">非課税世帯で、Aが障害福祉相当介護保険サービス及び非障害福祉相当介護保険サービスを利用、同一世帯のBが障害福祉相当介護保険サービスのみを利用し、月額の高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の支給を世帯で受け、新高額障害福祉サービス等給付費を支給する場合</p> </div> <p data-bbox="1176 687 1375 715">〔利用者負担額〕</p> <p data-bbox="1167 722 1955 826">A：障害福祉相当介護保険サービス分利用者負担 12,000円  非障害福祉相当介護保険サービス分利用者負担 10,000円  B：障害福祉相当介護保険サービス分利用者負担 5,000円</p> <p data-bbox="1176 834 1317 861">〔計算手順〕</p> <p data-bbox="1189 869 2002 1335">① 高額医療合算介護サービス費を月額単位に按分する。按分の考え方はケース1（高額介護サービス費【年額】）と同様。  端数処理を行った月額按分後高額医療合算介護サービス費は、3,000円と仮定。  ② ①で計算した月額単位の高額医療合算介護サービス費をA・Bに按分する。  A支給分：3,000円×（12,000円+10,000円）÷（12,000円+10,000円+5,000円）=2,444.444…円  B支給分：3,000円×5,000円÷（12,000円+10,000円+5,000円）=555.555…円  （端数処理）按分した結果の支給分の金額が低い者（この場合B）に端数を寄せる。  →A支給分：2,444円、B支給分：556円</p>

新	旧
<p>③ ②のA支給分に係る高額医療合算介護サービス費を障害福祉相当介護保険サービス分と非障害福祉相当介護保険サービス分とで按分する。</p> <p>A障害福祉相当介護保険サービス分：{12,000円÷(12,000円+10,000円)}×2,444円=1,333.090…円</p> <p>A非障害福祉相当介護保険サービス分：{10,000円÷(12,000円+10,000円)}×2,444円=1,110.909…円</p> <p>(端数処理) 端数の金額が高い方(この場合、非障害福祉相当介護保険サービス分)に端数を寄せる。</p> <p>※ 端数が同額(…5円)の場合、<b>障害福祉相当介護保険サービス分</b>に端数を寄せる。</p> <p>→A障害福祉相当介護保険サービス分：1,333円</p> <p>A非障害福祉相当介護保険サービス分：1,111円</p> <p>④ ②・③で計算した高額医療合算介護サービス費を障害福祉相当介護保険サービス利用者負担額に反映し、正当な新高額障害福祉サービス等給付費を算定する。</p> <p>A償還分：12,000円-1,333円=10,667円</p> <p>B償還分：5,000円-556円=4,444円</p> <p>⑤ 支給済み新高額障害福祉サービス等給付費と④で算定した正当な新高額障害福祉サービス等給付費とを比較し、重複支給分を算定する。</p> <p>A償還分：12,000円-10,667円=1,333円</p> <p>B償還分：5,000円-4,444円=556円</p> <p>4 【参考】代理受領に係る委任状例 (略)</p>	<p>③ ②のA支給分に係る高額医療合算介護サービス費を障害福祉相当介護保険サービス分と非障害福祉相当介護保険サービス分とで按分する。</p> <p>A障害福祉相当介護保険サービス分：{12,000円÷(12,000円+10,000円)}×2,444円=1,333.090…円</p> <p>A非障害福祉相当介護保険サービス分：{10,000円÷(12,000円+10,000円)}×2,444円=1,110.909…円</p> <p>(端数処理) 端数の金額が高い方(この場合、非障害福祉相当介護保険サービス分)に端数を寄せる。</p> <p>※ 端数が同額(…5円)の場合、<b>非障害福祉相当介護保険サービス分</b>に端数を寄せる。</p> <p>→A障害福祉相当介護保険サービス分：1,333円</p> <p>A非障害福祉相当介護保険サービス分：1,111円</p> <p>④ ②・③で計算した高額医療合算介護サービス費を障害福祉相当介護保険サービス利用者負担額に反映し、正当な新高額障害福祉サービス等給付費を算定する。</p> <p>A償還分：12,000円-1,333円=10,667円</p> <p>B償還分：5,000円-556円=4,444円</p> <p>⑤ 支給済み新高額障害福祉サービス等給付費と④で算定した正当な新高額障害福祉サービス等給付費とを比較し、重複支給分を算定する。</p> <p>A償還分：12,000円-10,667円=1,333円</p> <p>B償還分：5,000円-4,444円=556円</p> <p>4 【参考】代理受領に係る委任状例 (略)</p>

「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」内「参考『新高額障害福祉サービス等給付費等に係るQ&A』」新旧対照表  
 (下線部分が改定部分)

新	旧
<p><b>【新高額障害福祉サービス等給付費について】</b></p> <p>Q 1 「自立支援法施行以降において、65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であれば対象者となる。」とあるのは、自立支援法が施行された平成18年以降に65歳に達した者が、早くて平成13年からの5年間要件を満たしていれば対象者となるということか。それとも自立支援法施行後5年間条件を満たした者から対象者となり、対象者は早くて平成23年以降65歳に達した者であるということか。</p> <p>A 新高額障害福祉サービス等給付費の対象者要件として算定されるのは、自立支援法全面施行（平成18年10月1日）以降において受けていた介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定の期間となるため、対象となるのは早くて平成23年以降に65歳に達した者である。                  この期間の考え方については、1月の間に1日でも支給決定に係る有効日があれば、当該月を算定することとして差し支えない。                  したがって、65歳の誕生日の前々日を終期として、継続して60ヶ月間支給決定を受けていた者が、他の要件を満たしているのであれば対象となる。なお、65歳の誕生日の前々日が65歳の誕生日の属する月の前月の場合は、誕生日の属する月が60ヶ月目となる。</p> <p>Q 2～Q 12                  (略)</p>	<p><b>【新高額障害福祉サービス等給付費について】</b></p> <p>Q 1 「自立支援法施行以降において、65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であれば対象者となる。」とあるのは、自立支援法が施行された平成18年以降に65歳に達した者が、早くて平成13年からの5年間要件を満たしていれば対象者となるということか。それとも自立支援法施行後5年間条件を満たした者から対象者となり、対象者は早くて平成23年以降65歳に達した者であるということか。</p> <p>A 新高額障害福祉サービス等給付費の対象者要件として算定されるのは、自立支援法全面施行（平成18年10月1日）以降において受けていた介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定の期間となるため、対象となるのは早くて平成23年以降に65歳に達した者である。                  この期間の考え方については、1月の間に1日でも支給決定に係る有効日があれば、当該月を算定することとして差し支えない。                  したがって、65歳の誕生日の前々日を終期として、継続して60ヶ月間支給決定を受けていた者が、他の要件を満たしているのであれば対象となる。なお、65歳の誕生日の前々日が65歳の誕生日の属する月の前月の場合は、誕生日の属する月が60ヶ月目となる。</p> <p>Q 2～Q 12                  (略)</p>